

## 土壌汚染対策法と廃棄物処理法の関係について

### 1. 土壌汚染対策法に基づく指定基準(カドミウム及びその化合物)

- ・ 土壌溶出量基準(地下水の摂取などによるリスク) 0.01mg/L 以下
- ・ 土壌含有量基準(直接摂取によるリスク) 150mg/Kg 以下

### 2. 廃棄物処理法に基づく安定型最終処分場の浸透水等の基準(カドミウム)

- ・ 浸透水の基準(環境基準値) 0.003mg/L 以下
- ・ 処分場廃止時の地下水の基準(環境基準値) 0.003mg/L 以下

### 3. 安定型最終処分場の周縁の地下水が基準を超過した場合の措置

#### (1) 周縁地下水の検査目的

処分場周縁の地下水の検査は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第2条第2項第2号ハに規定するとおり、安定型最終処分場の浸透水による周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するために実施。

#### (2) 周縁の地下水が基準を超過した場合の措置

地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、基準省令第2条第2項第2号ニの規定により、その原因調査や生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要がある。

具体的な措置は、基準省令の運用に伴う留意事項を示した通知<sup>(※1)</sup>により、以下のとおり例示。

- ・ 水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査実施
- ・ 新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境保全上必要な措置 等

ただし、水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合には、原因調査や生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要がない。

#### (3) 水質悪化の原因が処分場以外にあることが明らかである場合

水質悪化の原因が処分場以外にあることが明らかである場合の例として、基準省令の運用に伴う留意事項を示した通知<sup>(※1)</sup>により、以下のとおり例示。

- ・ 既存の水質検査結果から判断して地下水の水質の変動が自然的な要因に由来するものと判断できる場合
- ・ 最終処分場の近傍に汚染原因がある場合 等

#### (4) 廃止時の地下水の基準の考え方(水質悪化の原因が処分場以外にある場合)

安定型最終処分場の廃止基準においては、水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合<sup>(※2)</sup>は、廃止基準への適合を確認する際の「水質の悪化が認められる場合」から除外。

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について

(平成10年7月16日環水企301号・衛環63号環境庁海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省環境整備課長連名通知)

※2 3(3)に記載した例示と同様の場合等